

船舶事故等調査報告書

平成24年10月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012長第25号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年11月26日（土） 11時30分ごろ	
発生場所	長崎県佐世保市高後埼南東方沖 高後埼灯台から真方位142° 240m付近 （概位 北緯33° 06.0′ 東経129° 40.0′）	
事故等調査の経過	平成24年3月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 <sup>やま</sup> 山丸、3トン NS3-405343、個人所有 B モーターボート <sup>かいせい</sup> 海成丸、5トン未満 292-31345長崎、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士 B 操縦者B、二級小型船舶操縦士 平成23年7月18日をもって失効していた。	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船尾外板に小破口	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、定係地に向けて南東進中、B船は、操縦者Bが1人で乗り、船首を東方に向けて魚釣りをして錨泊中、平成23年11月26日11時30分ごろ、高後埼南東方沖において、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 船長Aは、船首方をよく見ていなかったため、前路で錨泊中のB船に気付かなかった。 操縦者Bは、左舷方を向いて釣りをしており、衝突直前まで左舷後方から接近するA船に気付かなかった。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2 海象：海上 平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は南東進中、B船は魚釣りをして錨泊中、船長Aが船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、高後埼南東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、高後埼南東方沖において、A船が南東進中、B船が魚釣りをして錨泊中、船長Aが船首方の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられ	

る。

- ・ 1人で乗船しているときは、特に、操船や作業時においても、見張りを適切に行うこと。